平成２９年（フ）第５８６号
札幌市白石区東札幌４条４丁目５番23号　東札幌セントラル210号
債務者　水牧　可菜
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６０７号
札幌市手稲区稲穂２条４丁目12番５号　耕楽ハイツＡ－２号
債務者　湯澤　智美
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６１８号
札幌市東区北22条東１丁目３番10号　コーポ西武211号
債務者　菅原　利男
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６３７号
札幌市北区新川３条11丁目１番22号　ハイツモーレア202号
債務者　伊藤　昌代
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６４２号
札幌市東区北33条東６丁目４番１号　クレストハイツ201号
債務者　笹山　達也
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６５３号
札幌市清田区清田２条３丁目10番46―102号
債務者　藤田　征子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７０１号
札幌市豊平区平岸６条10丁目１番58―501号
債務者　岩谷　忍
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７０２号
札幌市豊平区平岸６条10丁目１番58―501号
債務者　岩谷ゆかり（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７４４号
札幌市中央区北２条東８丁目86番地８　Ｓコート28―306号
債務者　阿部　信幸
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７８５号
札幌市東区北８条東１丁目１番25―802号
債務者　辻　英雄
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８５号
釧路市春日町５番542号
債務者　貝森　匠
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで　釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第９２号
盛岡市厨川５丁目24番10号　小野万アパート２階１号
債務者　中軽米　翼
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第５６号
群馬県藤岡市藤岡1207番地６
債務者　飯塚美枝子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第８１号
愛知県一宮市三ツ井５丁目３番９―302号　マンション白峰
債務者　打田　孝志
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１５号
京都府福知山市大江町河守845番地
債務者　桐村　祥子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第１０９０号
大阪市東住吉区矢田２丁目17番８―305号
債務者　堀江　美紀
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１０３号
大阪府摂津市鳥飼上５丁目２番３―101号　レオパレスボナール１
債務者　川野　啓介
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１２４号
大阪府池田市神田４丁目10番29号
債務者　武田　良秀
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部